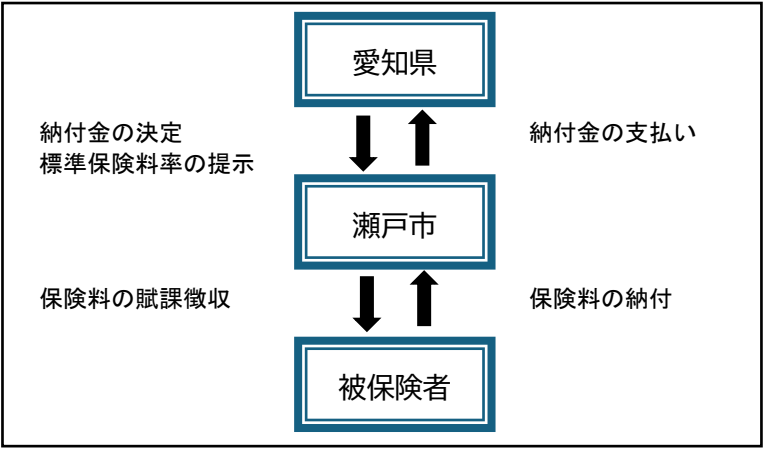


1 国民健康保険料の決め方

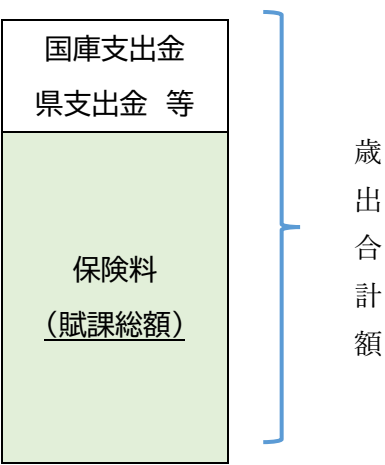
県は県内の医療費を推計し、その保険給付費に充てるための国保事業費納付金の額と納付金を集めるのに必要な標準保険料率を各市町村へ通知します。

県から示された国保事業費納付金や瀬戸市独自で行う保健事業費などを加えた歳出合計額から国の補助金などを差し引いた額が保険料の総額となります。

【国保事業費納付金ながれ】

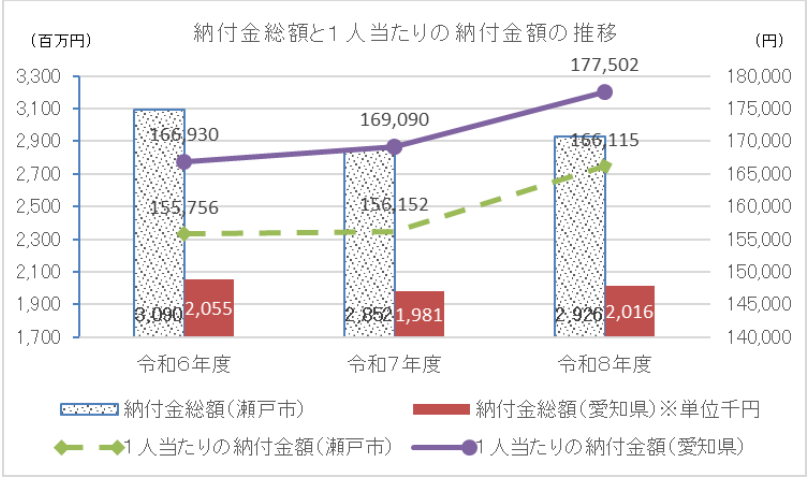


【賦課総額のイメージ】



2 国民健康保険事業費納付金

	1人当たりの 納付金（円）	対前年度1人当たり の納付金増加率（%）	保険料算定にお ける被保険者数	納付金（円）
令和8年度	166,115	106.38%	17,617	2,926,441,700
令和7年度	156,152	100.25%	18,625	2,852,118,629
令和6年度	155,756	104.80%	19,841	3,090,351,493



【前年度より1人当たり納付金額が増加した主な原因】

- 過去の医療費実績及び診療報酬改定（診療報酬改定率 1.0222）を加味した保険給付費を推計したところ、1人当たり保険給付費が増加した。
- 子ども・子育て支援納付金の新設された。

3 標準保険料率

	医療分			後期高齢者支援金分		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
令和8年度	8.20%	35,034 円	22,490 円	2.73%	11,585 円	7,437 円
令和7年度	7.74%	33,199 円	21,552 円	2.64%	11,167 円	7,249 円
R8/R7	+ 0.46%	+ 1,835 円	+ 938 円	+ 0.09%	+ 418 円	+ 188 円

	介護納付金分			子ども・子育て支援納付金分（子ども分）			
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	18歳以上 均等割
令和8年度	2.32%	11,673 円	5,780 円	0.28%	1,213 円	771 円	45 円
令和7年度	2.18%	11,072 円	5,480 円				
R8/R7	+ 0.14%	+ 601 円	+ 300 円				

4 令和8年度の保険料率（案）について

(1) 賦課総額の減額及び算定基準所得の増加

県から示された納付金（医療給付費分）は増加しているが、令和8年度当初予算編成時において、「特別交付金のうち県繰入金分」及び「保険財政安定化支援事業繰入金」を、過去の実績等を踏まえて増額（約1億円）計上しているため、賦課総額を減額し所得割の上昇を抑えることができた。

また、給与所得等が上昇し、算定基準所得（所得金額）が増加している。

			A	B	C	D	参考
	年度		賦課総額（一般・円）	算定基準所得（一般・円）	被保険数（一般）	世帯数（一般）	1人あたり所得（円）
医療	令和8年度		1,856,813,000	14,986,246,091	18,347	13,498	816,823
	令和7年度		1,905,503,000	14,706,668,905	19,044	13,865	772,247
	R8/R7		97.44%	101.90%	96.34%	97.35%	105.77%
			A	B	C	D	参考
	年度		賦課総額（一般・円）	算定基準所得（一般・円）	被保険数（一般）	世帯数（一般）	1人あたり所得（円）
支援	令和8年度		606,819,000	14,986,246,091	18,347	13,498	816,823
	令和7年度		611,996,000	14,706,668,905	19,044	13,865	772,247
	R8/R7		99.15%	101.90%	96.34%	97.35%	105.77%
			A	B	C	D	参考
	年度		賦課総額（円）	算定基準所得（円）	被保険数	世帯数	1人あたり所得（円）
介護	令和8年度		201,585,000	6,509,137,064	6,477	5,773	1,004,962
	令和7年度		208,393,000	6,366,963,510	6,560	5,836	970,574
	R8/R7		96.73%	102.23%	98.73%	98.92%	103.54%
			A	B	C	D	参考
	年度		賦課総額（円）	算定基準所得（円）	被保険数	世帯数	1人あたり所得（円）
子ども	令和8年度		63,082,000	14,986,246,091	18,347	13,498	816,823
	令和7年度		0	0	0	0	#DIV/0!
	R8/R7						
合計	年度		賦課総額（円）				
	令和8年度		2,728,299,000				
	令和7年度		2,725,892,000				
	差額		2,407,000	100.09%（令和8年度/令和7年度）			

- (2) 子ども・子育て支援金について
- 令和8年度から新たに制度化され、従来の保険料額に加えて上乗せとなる。
- (3) 基金の取崩しについて
- 令和7年度決算から令和8年度会計への前年度繰越金は約6億円程度を見込むため、保険料算定時においては基金の取崩しは不要であると判断した。

5 令和8年度の保険料率

県から示された事業費納付金及び標準保険料率は昨年度に比べ上昇しているが、将来的な保険料水準の統一に向け、市の保険料率の条件として①県の標準保険料率に近い前後の数値にすべき②将来の保険料率統一との乖離幅を少なくする③市民負担の抑制の観点④近隣市町との均衡の視点など、これらのことを考慮し、急激な保険料負担の上昇とならないよう配慮した上で、以下のとおり算定した。

	医療分			後期高齢者支援金分		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
令和8年度	7.70%	31,200円	28,400円	2.43%	10,199円	9,280円
令和7年度	7.80%	30,400円	28,100円	2.44%	9,838円	9,078円
R8/R7	-0.10%	+800円	+300円	-0.01%	+361円	+202円

	介護納付金分			子ども・子育て支援納付金分（子ども分）			
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	18歳以上均等割
令和8年度	2.07%	9,800円	6,830円	0.28%	1,100円	750円	45円
令和7年度	2.06%	9,730円	6,780円				
R8/R7	+0.01%	+70円	+50円				

6 試算結果について

今回の料率改定によってどんな世帯にどんな影響が生じるのか、いくつかのモデルケースを用いて次のとおり試算した。

- 【モデル世帯①】
- ・60代(64歳まで)の1人世帯

所得	令和7年度 保険料	令和8年度 保険料	市町村 標準保険料
世帯所得0万円 ※低所得者軽減7割	28,000円	29,000円 (内子ども分500円) (+1,000円)	28,700円 (内子ども分600円) (+700円)
世帯所得60万円 ※低所得者軽減5割	67,800円	69,800円 (内子ども分1,400円) (+2,000円)	70,800円 (内子ども分1,400円) (+3,000円)
世帯所得80万円 ※低所得者軽減2割	120,500円	124,000円 (内子ども分2,500円) (+3,500円)	126,700円 (内子ども分2,600円) (+6,200円)
世帯所得200万円	289,400円	293,300円 (内子ども分6,200円) (+3,900円)	308,200円 (内子ども分6,400円) (+18,800円)

【モデル世帯②】

・ 70 代夫婦の 2 人世帯

所得	令和 7 年度 保険料	令和 8 年度 保険料	市町村 標準保険料
世帯所得 30 万円 夫（年金所得 30 万円） ※低所得者軽減 7 割	35, 200 円	37, 000 円 (内子ども分 900 円) (+1, 800 円)	37, 700 円 (内子ども分 11, 500 円) (+2, 500 円)
世帯所得 70 万円 夫（年金所得 70 万円） ※低所得者軽減 5 割	86, 400 円	89, 700 円 (内子ども分 2, 200 円) (+3, 300 円)	93, 400 円 (内子ども分 11, 500 円) (+7, 000 円)
世帯所得 170 万円 夫（年金所得 120 万円） 妻（年金所得 50 万円） ※低所得者軽減 2 割	180, 000 円	186, 100 円 (内子ども分 4, 700 円) (+6, 100 円)	195, 200 円 (内子ども分 11, 500 円) (+15, 200 円)
世帯所得 400 万円 夫（年金所得 200 万円） 妻（年金所得 200 万円）	439, 100 円	450, 200 円 (内子ども分 11, 800 円) (+11, 100 円)	478, 300 円 (内子ども分 11, 500 円) (+39, 200 円)

【モデル世帯③】

・ 30 代夫婦と未就学児2人の4人世帯

- ※ 介護分は非該当
- ※ 未就学児に係る均等割は 5 割軽減
- ※ 子供 18 歳以下のため子ども子育て分に係る均等割額は 10 割軽減

所得	令和 7 年度 保険料	令和 8 年度 保険料	市町村 標準保険料
世帯所得 390 万円 父（給与所得 300 万円） 母（給与所得 90 万円）	469, 100 円	481, 200 円 (内子ども分 11, 500 円) (+12, 100 円)	513, 600 円 (内子ども分 11, 500 円) (+44, 500 円)
世帯所得 500 万円 父（給与所得 500 万円）	625, 800	640, 500 円 (内子ども分 15, 800 円) (+14, 700 円)	685, 200 円 (内子ども分 11, 500 円) (+59, 400 円)

【モデル世帯④】

・ 40 代夫婦と小学生2人の4人世帯

- ※ 子ども 18 歳以下のため子ども子育て分に係る均等割額は 10 割軽減

所得	令和 7 年度 保険料	令和 8 年度 保険料	市町村 標準保険料
世帯所得 390 万円 父（給与所得 300 万円） 母（給与所得 90 万円）	598, 200 円	611, 900 円 (内子ども分 11, 500 円) (+13, 700 円)	659, 900 円 (内子ども分 11, 500 円) (+61, 700 円)
世帯所得 500 万円 父（給与所得 500 万円）	786, 300 円	802, 900 円 (内子ども分 15, 800 円) (+16, 600 円)	866, 900 円 (内子ども分 11, 500 円) (+80, 600 円)